

平成31年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業のご案内

山形県内に自ら居住・運営するため、県産木材を使用して施設を新築する方に対して、補助金を交付します。

1. 補助の方法

要件を満たす新築民間木造施設の施主に補助金 **20万円** を交付します。

2. 受付期間

平成31年4月1日から

- ※ 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- ※ 受付は**先着順**となります（一般住宅90棟分・民間施設25棟分）。

平成31年度から
一般住宅に加え、
**店舗等の民間施設
も対象**になります！

ex. お店、病院、事務所等

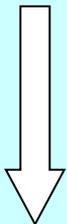
3. 申請要件

県産木材^{※1}を**基準値以上**^{※2}使用した新築の民間木造施設

- ※1 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材（無垢材）をいう。
- ※2 基準値（m3）は、延べ床面積（m2）×0.1（m3/m2）で算出された数量。

4. 申請方法

1 補助金の交付申請



【いつまで】工事着工後から屋根工事が完了する10日前までに

《提出書類》

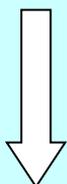
- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②建設工事請負契約書の写し
- ③建築物の位置図、配置図及び平面図
- ④口座振替申込書（通帳の写しを添付）
- ⑤案内図
- ⑥本申請時点の建設工事現場のカラー写真
- ⑦「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度の「販売管理票」
- ⑧県産木材使用量を確認できる書類

2 現場確認



- ① 申請受付日以降に、現場確認が行われます。
- ② 確認・審査のうえ、「補助金の交付決定通知」が送付されます。

3 実績報告書



【いつまで】木工事完了後

《提出書類》

- ①実績報告書
- ②木工事完了写真
- ③県産木材使用証明書類（現場確認の時点で未確定の場合）
※申請書の印鑑は、補助金の交付申請時と同じものを使用すること

4 補助金の交付

審査のうえ、「補助金交付額決定通知書」が送付され、後日、補助金が交付されます。

5. その他

一般住宅は、山形の家づくり利子補給制度との併用はできません。

詳細、様式については『平成31年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱』等をご確認ください。

6. お問い合わせ・申請先

お近くの県総合支庁森林整備課へ

村山総合支庁森林整備課	電話 023-621-8191	〒990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68
最上総合支庁森林整備課	電話 0233-29-1351	〒996-0002	新庄市金沢字大道上 2034
置賜総合支庁森林整備課	電話 0238-26-6063	〒992-0012	米沢市金池 7-1-50
庄内総合支庁森林整備課	電話 0235-66-5527	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1